

第466回（定例）福崎町議会会議録

平成28年3月28日（月）

午前9時30分 開 会

1. 平成28年3月28日、第466回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	宮内富夫	8番	山口純
2番	三輪一朝	9番	石野光市
3番	牛尾雅一	10番	小林博
4番	志水正幸	11番	富田昭市
5番	松岡秀人	12番	釜坂道弘
6番	城谷英之	13番	高井國年
7番	北山孝彦	14番	難波靖通

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 大塚謙一 主 査 佐野允保

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋本省三	副 町 長	尾崎吉晴
教 育 長	高寄十郎	技 監	松尾成史
会 計 管 理 者	萩原昌美	総 務 課 長	山下健介
企 画 財 政 課 長	福永聡	税 務 課 長	尾崎俊也
地 域 振 興 課 長	近藤博之	住 民 生 活 課 長	谷岡周和
健 康 福 祉 課 長	三木雅人	農 林 振 興 課 長	松岡伸泰
ま ち づ く り 課 長	豊國明仁	上 下 水 道 課 長	松田清彦
社 会 教 育 課 長	大塚久典	学 校 教 育 課 長	山本欽也

1. 議事日程

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告・質疑
第 3 開会中の所管事務調査報告
第 4 討論・採決
日程追加 追加議案の上程、討論・採決
第 5 閉会中の所管事務調査申出

1. 本日の会議に付した事件

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告・質疑
第 3 開会中の所管事務調査報告
第 4 討論・採決
日程追加 追加議案の上程、討論・採決
第 5 閉会中の所管事務調査申出

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 総括質疑

議 長 日程第1は、総括質疑であります。
議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、質疑をお願いいたします。
質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
議 長 ないようでございますので、総括質疑を終結いたします。

日程第2 委員長報告、質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。
3月8日の本会議2日目において、議案37件、請願1件がそれぞれの委員会に付託され、慎重審議がなされ、議長宛てに審査報告書が提出されております。
各委員会からその審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。
まず、予算審査特別委員長の報告を求めます。
事務局から審査報告書を朗読いたします。
(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。
予算審査特別委員会、志水委員長。

志水予算審査 皆さん、おはようございます。
特別委員長 3月8日に付託されました予算審査特別委員会におきまして、議案につきまして7件、3月9日、11日、14日の3日間にわたり、議案の審査を行いました。

審査の結果につきましては、先ほどの事務局の朗読のとおりであります。

なお、この特別委員会は議長を除く全議員が委員でありますから、質問や答弁についてはご承知のことと存じますので、特に改めて報告すべきもの、点に絞って報告をさせていただきます。

最初に平成28年度の一般会計予算の概要を説明を受け、委員から「5年先、10年先の財政計画はあるのか」との質問に、「平成26年12月に作成し、その後の状況の変化に応じ計画を見直し、財政状況を見きわめながら事業を執行したい」との説明がございました。

それから、新地方公会計制度導入支援業務委託料についての質問があり、これは28年度決算を用い、29年度からの会計に移行するための委託料であるとのことでした。

公共施設等総合管理計画策定業務委託料の対象施設についての質問があり、国が全国の自治体に平成28年度中の策定をすすめるもので、公営住宅、橋、学

校施設、道路、これらは別途個別計画を策定し、それらを含んだ総合計画で基本的な整備方針を定める、そのものの委託料であるとのこと。

28年度のふるさと応援寄附金の内容はとの質問に、2,400万円分の米と100万円分のもち麦商品を予定しているとのこととあります。

婚活サポート業務委託料の100万円の内容についての質問に、27年度は国の交付金を活用して3回開催しましたが、28年度は一般財源で3回開催する予定である。

また、自律（立）のまちづくり交付金の1,100万円は、各自治会に基本事業費3万円、均等割12万1,000円、それから世帯数に832円を乗じた金額、その合計額をもって交付の限度額としておると。

それから、子育て世代包括支援センター事業の602万9,000円は、保健センターで妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援をする経費であるとのこととあります。

子育て家庭ショートステイ事業補助金は、保護者が病気・出産等で子どもの療育が一時的に困難になった場合、施設で対応するのですが町内ではその施設がございませんので、姫路のそねホーム等で受け入れすることになっているとの説明がございました。

それから、農業振興費の環境保全型農業直接支払交付金についての質問に、「環境に配慮した農業で八千種営農の有機ソバと肥料を減らすカバークロープ、いわゆる緑肥、昔のレンゲのようなもので農地に還元し、それが腐って肥料になる」との説明がありました。

商工業振興費の設計委託料60万円は、道の駅の設計委託料との説明があり、昨年度も計上され未執行であるとの質問に、「毎年計上しており、駅周辺整備に一定のめどがついた段階で進めたい。そういうことで、いつでも執行できるように予算措置をしている」とのこととあります。

橋梁点検委託料1,500万円の質問に、「5年を経過している70カ所の橋を点検する予算である」とのこととあります。

立地適正化計画策定業務委託料についての質問に、「市街化区域の中でも、都市施設を誘導する区域と住む場所を誘導する区域を都市計画マスタープランとリンクさせながら計画を策定する予算として、600万円を計上している」とのこととあります。

それから、空き家再生等推進事業補助金1,333万3,000円の質問に対し、空き家の利活用を図るため、その空き家の改修に国3分の1、町3分の1、事業者3分の1の事業負担で辻川地区を想定し、地域の交流センターとしてカフェやレストラン等に利用し、辻川界限を活性化しようとするとの説明がありました。

公債費の金利についての質問に、「一番高いもので4.3%、一番低いものでは政府系の財政融資で0.2%の金利である」とのこととあります。

次に、議案第31号、平成28年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

「28年度予算では、国保の基金を取り崩していない。これまでは県に移管するまでは基金を崩し、保険税を軽減することになっていたのではないか」との質問に対し、「基金の約5,326万円は、28年度、29年度に医療費が上がるようであれば基金を崩し、保険税を軽減したい」との説明がありました。

次に、議案第33号、平成28年度福崎町介護保険事業特別会計予算についてであります。

定期巡回、随時対応型訪問看護事業についての質問があり、「第6期事業計画に基づき、この事業と認知症対応型共同生活介護グループホームを新たにワンユニット9床の整備をする」との説明がありました。

次に、議案第34号、平成28年度福崎町水道事業会計予算についてですが、「今回、なぜ上下水道審議会を開催するのか。水道料金の値上げを検討しているのか」との質問に、「平成27年度中に長期財政計画を策定し、この計画を検討いただき、その審議会で料金の値上げについても検討いただく」との説明がありました。「水道事業及び工業用水道事業の減価償却費のピークはいつごろか」との質問に対し、「水道事業は平成34年度の2億779万3,000円がピーク、工業用水道事業は平成40年代にピークを迎えると予想している」との説明がありました。

次、議案第36号、平成28年度福崎町下水道事業会計予算について、委員から、この会計は公共下水道、農業集落排水事業、個別排水処理事業の三つの事業があるが、それぞれの収支の状況についての質問があり、それぞれの収益を公共下水道は9億1,170万3,000円、農業集落排水事業は2億5,980万9,000円、個別排水事業は148万8,000円と見込み、また、それぞれの費用を公共下水道の場合は9億2,201万9,000円、農業集落排水事業は2億6,379万7,000円、個別排水事業は148万4,000円を見込み、公共下水道事業と農業集落排水事業はマイナス、個別排水事業はプラスの状況であるとの説明がございました。

なお、3月14日七種山に設置されましたバイオトイレと治水対策事業のイマ谷池下流整備工事を現地視察し、いずれも工事は順調に進んでいるとのことでありました。

以上で、予算審査特別委員会からの審査報告を終わります。

議長 予算審査特別委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、予算審査特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、事務局に総務文教常任委員会の審査報告書を朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。

総務文教常任委員会、志水委員長。

志水総務文教 総務文教常任委員会に付託されました議案及び請願の審査を3月15日に行いました。

付託されました案件は議案15件と請願1件であり、慎重に審査を行いました。

審査の結果につきましては、事務局の朗読のとおりであります。審査の過程における委員からの質問及び答弁について簡単に報告をさせていただきます。

議案第1号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この改正は人事院の勧告に基づいて、特別職の職員及び議員の期末手当の12月分を0.1%引き上げ、28年の6月と12月の期末手当をそれぞれ0.05カ月分増減するものであります。

次に、議案第2号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。これは、下水道事業が公営企業化されたことから、企業職員の中に下水道職員の住宅手当

の支給を明文化するものと、企業職員の勤勉手当の支給を従来の勤務成績に応じる支給から、基準日以前の直近の人事評価や基準日以前6カ月以内の勤務の状況に応じ支給することに改正しようとするものであります。

また、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告に基づき、一般職の給与を民間との格差を埋めるために0.4%引き上げるが、若年層を中心に引き上げるとのことと、それから、期末手当を0.1%分引き上げるとの説明がありました。

次に、議案第3号、福崎町職員定数条例の一部を改正する条例については、委員から「町長部局の定員を136人から100人に減らそうとしているが、これは長い間条例を改正していないから現有の実態に合うものか」との質問に、「平成3年以来改正がなく、今回適正な職員定数にしようとする改正である」との説明がありました。

議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、この条例の中で育児または看護を行う職員を定めている事項に、小中一貫教育学校の規定が定められたことにより、当該条例に義務教育学校を追加しようとするものであります。

議案第5号、福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例については、関係法令の改正に伴い、非常勤職員が公務災害による傷病年金等を支給する際に、他の年金が支給される場合の調整率を引き上げようとするものであります。

次に、議案第6号、福崎町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については、任命権者は毎年任用、人事評価、給与、勤務時間等の勤務状況、あるいは研修、分限、懲戒などの状況を町長に報告し、町長は公表することになっており、これらに必要な事項を条例で定めようとするものであります。

次に、議案第7号、福崎町行政不服審査会条例の制定についてであります。この条例は行政不服審査法に基づいて審査会を設置しようとするもので、委員から「この審査会は常設か、または委員にどんな方が選ばれるのか」との質問に、「第三者機関として常設設置し、公正な判断ができる法律または行政に対しすぐれた見識のある方を選任したい」とのこととあります。

次に、議案第8号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定、及び、議案第9号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例については、50年ぶりに行政不服審査法が改正され、国民が簡易に迅速に不服申立ができるように改正されたことにより、本町の関係条例を一部改正しようとするものであります。

議案第10号、福崎町観光振興基金条例の制定についてであります。この条例は町民の方から500万円の寄附を受け、それを基金に積み立て、本町の観光事業の振興を図るための条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第11号、福崎町町税条例等の一部を改正する条例については、町税や国民健康保険税の減免の申請時に、マイナンバーの提出を求めるよう昨年12月に条例改正したものを、国の指示により不要となったことから、これらを削除することと、町税の徴収猶予等の手続を明確に定めようとするものであります。

委員から「マイナンバーカードの発行数と、このカードが必要とされるのはどんなときか」との質問があり、「現時点の発行数は198件で、給与支払報告書、それから100万円以上の株式の配当、生命保険の配当金にはマイナンバーの提出が必要である」との説明がありました。

議案第19号、福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例については、国の基準の改正により、小規模保育事業及び事業所内保育事業の保育士の配置基準に、准看護師を追加しようとするものであります。

次に、議案第20号、福崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、放課後児童支援員としての要件に義務教育学校の教諭を追加しようとするものであります。

次に、議案第21号、福崎町総合戦略について、福崎町の総合戦略としての基本目標や重点取り組みを定め、さらにアクションプランにより人口減少社会に対応するために策定しようとするものであります。

委員から「高齢化はピークになるのは2025年で、この2020年までで高齢化の健康管理にも重点的な取り組みが必要ではないか」との質問に、「65歳を超えても元気で働いてもらえるように、食育や健康診査の施策を進めることが重要である」との説明がありました。

また、委員から「町内の中で地域間の人口格差がある。田原地区は人口増であるが、その他の地域は人口が減少している。対応策は」との質問に対し、「都市計画の見直しを進め、市街化調整区域の人口減少を防ぐ対策をとる」との説明がありました。

次に、議案第22号、平成27年度福崎町一般会計補正予算（第4号）については、人事院勧告に基づく職員の給与の改定と、国の補正による地方創生加速化交付金の3,200万円の補正をするものであります。これについては全額繰り越しでございます。

それから、文化ゾーンの駐車場及び防災倉庫の整備費7,700万円などで、減額補正は福崎駅周辺整備で、国の補助が約30%の採択率であったことから、7億7,680万円の減、さらに代替地変更で1億7,210万円の減額補正とし、歳入では、歳出の増減による財源の更正と、町税全体で4,400万円増収の見込みと、繰越金1億2,268万5,000円の補正であるとの説明がありました。

委員から「福崎駅周辺整備事業に9億円減額し、その中で用地購入費を5億円を減額する理由は」との質問に対して、「国の補助採択が30%だったことから、県の土地開発公社の予算で買収している」との説明がありました。

次に、請願第1号、「衆議院の小選挙区制を廃止し抜本的な選挙制度改革を求める意見書の提出」に関する請願であります。紹介議員の石野議員から請願の趣旨説明をしていただき、その後、委員の意見を聴取し、採決をした結果、賛成少数で不採択になりました。

以上で、総務文教常任委員会からの報告とさせていただきます。

議長 総務文教常任委員会委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようでございますので、総務文教常任委員会委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次、民生まちづくり常任委員会の審査報告書を事務局に朗読させます。

（書記朗読）

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。

民生まちづくり常任委員会、城谷委員長。

城谷民生まちづくり常任委員長 民生まちづくり常任委員会に付託を受けました議案審査について、質疑があった主な議案について、補足説明をいたします。

まず、議案第１２号、福崎町生活科学センター条例の制定についてであります。

この議案は、消費者安全法の改正により、条例で消費生活センターの組織及び運営等について定めることとなったため、新たに福崎町生活科学センター条例を制定するというものです。

委員から「この条例と調理台使用の整合性は何か」との問いに対し、理事者から「生活科学センターの設置目的は消費者の利益の擁護及び増進を図り、町民の安全で快適な消費生活の実現に寄与することである。町民の消費生活には食品も含まれ、食品については調理室、調理台は必要だと考える」との答弁がありました。

次に、議案第１６号、福崎町空き家等の適正な管理に関する条例の制定についてであります。

この議案は、福崎町にある空き家等の適正な管理を図り、町民等の生命・身体・財産の保護、並びに良好な生活環境の保全を図るため、条例を制定することとした。委員から「空き家情報バンク設置や、空き家再生等推進事業補助金について、必要な事項を条例でなく要綱で定めた理由は何か。一般財源の支出が伴うもの、また、町民の方と深いかわりがあるものについては条例で定め、議会の議決を得たほうがいいのではないか」との問いに対し、理事者から「空き家バンク設置について他市町の状況を見た場合、要綱等で運用されていたこと、また、この業務はホームページ等で情報提供するのみで、自主的な事務が伴わないとの理由から、要綱で定めた」との答弁がありました。

次に、議案第２７号、平成２７年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）についてであります。

委員から「下水道工事の工事費が１億７，２９５万円減額されているが、その内容は何か」との問いに対し、理事者から「マンホールポンプ場機械電気設備工事が事業費の減で１，３６０万円の減額、下水道施設修繕工事が事業費の減で１，４５０万円の減額、新規ます設置工事が事業費の減で１９０万円の減額、福崎工業団地下水道面整備工事が事業費入札の減で１億２，６００万円の減額、駅東雨水幹線工事関連事業が事業費の減で１，７００万円の減額の合計である」との答弁がありました。

審議結果については、いずれの議案についても原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、本委員会における付託審査の経過と結果と、委員会での理事者からの報告結果であります。

皆様のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 民生まちづくり常任委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようでございますので、民生まちづくり常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

日程第３ 開会中の所管事務調査報告

議長 日程第３は、開会中の所管事務調査報告であります。

委員会の活動について、委員長に報告を求めます。

民生まちづくり常任委員会、城谷委員長。

城谷民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会から、議会開会中の委員会活動について、報告さ

常任委員長 させていただきます。

今定例会開会中、3月16日に民生まちづくり常任委員会を開催し、担当課から報告を受けました。

住民生活課から、公害防止協定による申請について、協議がありました。

福伸電機西治工場から届け出のあった公害防止協定に基づく協議内容につきましては、駐車場が不足しているため、福崎町から山林を購入し、駐車場を増設すること、また、新規自動車部品の生産を行うため、組み立てラインを新設するとのことでした。

次に、福伸電機福崎工場からの平成28年度3月9日付の公害防止協定に基づく協議内容につきましては、工場施設排気について、環境負荷低減を図るため、集じん機を3台新設するとのことでありました。

この日の委員会では、以上2件の公害防止協定に基づく申請がありましたが、どちらの申請についても全員賛成で可決いたしました。

次に、健康福祉課から、文珠荘の指定管理料の補填について報告がありました。

株式会社輝に対し、消費税増税分、電気代値上げ分、シャンプー代について、154万6,830円を補填するとのことでした。

委員から「なぜこのような時期に指定管理料の補填の報告があるのか。もう少し早く対応してほしい」との意見がありました。理事者から「今後もう少し早い時期に常任委員会に報告していく」との答弁がありました。

次に、まちづくり課から、都市計画マスタープランの改定について報告がありました。

次に、上下水道課から、長目雨水幹線工事に伴う舗装本復旧工事等について報告がありました。長目雨水幹線工事により被害を受けた民家の所有者が、藤澤工業に補修工事を依頼することになったため、それにあわせて町が関連する道路擁壁の復旧と道路舗装本復旧工事を行うため、藤澤工業と随意契約を行うとのことでした。

以上で、民生まちづくり常任委員会からの報告を終わります。

議長 議会運営委員会、釜坂委員長。

釜坂議会運営 議会運営委員会から、議会開会中の審査について報告をいたします。

委員長 第466回、今定例会の追加議案について、確認をいたしました。

定例会5日目、本日1件の追加議案が提案される予定との説明を受け、3月24日に委員会を開会し、内容を確認し、委員会付託を省略し、即決することを決定をいたしました。

以上、議会運営委員会からの審査の報告といたします。

議長 福崎駅周辺整備対策特別委員会、小林委員長。

小林福崎駅周辺整備対策 福崎駅周辺整備対策特別委員会の報告をさせていただきます。

特別委員長 委員会は3月4日、17日、2回会議を開催し、福崎駅周辺整備室の報告を聞き、質疑と意見交換をいたしました。

まず第1回目は、バス運行社会実験についてであります。

前回委員会後の経過について、資料により報告を受けました。バス運行社会実験の設定条件の見直しを行い、そのための検討委員会を設置して運行業者を選定、審査した結果、神姫バス株式会社を採用することに決定したとのことでした。期間は1年、継続する場合は新たに事業者を公募するとのことでした。

3月17日は事業の進捗状況と事業計画の見直しについて報告を聞き、質疑と意見の交換を行いました。

事業の進捗状況については、用地取得で契約数は57筆中38筆、取得完了が

32筆です。

みなと銀行については、駅前に残ってもらえる方向で協議している。3月中には行内決定があると聞いているとのこと。

工事及び業務委託進行状況についても、資料により、3月11日現在の報告がありました。町道駅南幹線は20%、用地取得事務委託は85%、基本計画策定業務委託は85%となっています。

事業計画の見直しについてでございます。

駅前広場計画の変更について、資料により報告を受けました。福崎駅前振興を考える会の提案を踏まえ、駅前に交流広場を設け、ロータリーの配置を見直すなどの変更を行うとのこと。今後は県、国、公安委員会、JRなど関係機関と協議を行い、交差点及びロータリー形状、駅舎と駅前広場の取り合い部の構造、交流広場及び観光交流センターの詳細設計などの具体化を図るということです。

もう一つは、福崎駅田原線の事業化についてでございます。資料により報告を受けました。地域の活性化と駅前の店舗等の移転先を確保するため、新たに事業着手することとし、社会資本整備計画を変更するとのこと。事業概要は延長100メートル、標準幅員14メートル、全体事業費1億2,000万円とのこと。

以上です。

議長 以上で、開会中の所管事務調査報告を終わります。

日程第4 討論・採決

議長 日程第4は、討論・採決であります。

それでは、議案第1号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いいたします。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第2号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教

常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり可決することに賛成の方は、起立をお願いします。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第3号、福崎町職員定数条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号、福崎町職員定数条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり可決することに賛成の方は、起立をお願いいたします。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第5号、福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号、福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いいたします。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第6号、福崎町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第6号、福崎町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いいたします。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第6号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第7号、福崎町行政不服審査会条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第7号、福崎町行政不服審査会条例の制定について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第7号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第8号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第8号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第8号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第9号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第9号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第 9 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第 10 号、福崎町観光振興基金条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 10 号、福崎町観光振興基金条例の制定について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。
（起立全員）

議長 起立全員であります。
よって、議案第 10 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第 11 号、福崎町町税条例等の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 11 号、福崎町町税条例等の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。
（起立全員）

議長 起立全員であります。
よって、議案第 11 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第 12 号、福崎町生活科学センター条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

1 番 議案第 12 号につきまして、反対討論を行います。

福崎町文化センターの設置及び管理に関する条例から、生活科学センターを削り、生活科学センターを消費者の利益の擁護及び増進を図り、町民の安全で快適な消費生活の実現に寄与するために、生活科学センターを設置する条例であります。生活科学センターは長きにわたり町民の生活文化の向上、消費者の利益のために貢献してまいりました。

今般この生活科学センター設置条例は、消費者生活に特化した条例と見受けられます。生活科学センターは消費生活に関することはもちろんであります。生活文化面でも寄与してきた歴史があります。例えば、老人会の料理教室、手芸教室なども行われ、この条例案ではこのような事業活動をするには、いささか条文が見当たらないと感じております。

設置趣旨は消費生活及び町民の生活文化の向上を目的にしっかり持った条例が必要ではないでしょうか。運営も消費生活、生活文化の向上を期待するものであります。もっと多面的、科学的な目を持った条例が必要ではないかと思われ

ます。
条例は公費で運用すればそごも生じかねないので、現状の運営を明確にするべきであると思ひ、反対するものであります。

議員各位にはご理解賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、反

対討論といたします。

議 長 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。ございませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 これで討論を終わります。
これより採決を行います。

議案第12号、福崎町生活科学センター条例の制定について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いいたします。
(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第13号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第14号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第14号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

しばらく休憩をいたします。再開は10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

◇

議 長 会議を再開いたします。

次、議案第15号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第１５号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第１５号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第１６号、福崎町空家等の適正な管理に関する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第１６号、福崎町空家等の適正な管理に関する条例の制定について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第１６号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第１７号、福崎町水道事業及び福崎町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第１７号、福崎町水道事業及び福崎町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第１７号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第１８号、福崎町下水道事業基金条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第１８号、福崎町下水道事業基金条例の制定について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。
よって、議案第１８号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第１９号、福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第１９号、福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。
よって、議案第１９号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第２０号、福崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第２０号、福崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。
よって、議案第２０号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第２１号、福崎町総合戦略について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第２１号、福崎町総合戦略について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。
よって、議案第２１号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第２２号、平成２７年度福崎町一般会計補正予算（第４号）について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第２２号、平成２７年度福崎町一般会計補正予算（第４号）について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第２２号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第２３号、平成２７年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第２３号、平成２７年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第２３号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第２４号、平成２７年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第２４号、平成２７年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第２４号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第２５号、平成２７年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第２５号、平成２７年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第２５号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第２６号、平成２７年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について、討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第２６号、平成２７年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、議案第２６号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第２７号、平成２７年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について、討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第２７号、平成２７年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、議案第２７号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第２８号、平成２７年度福崎町水道事業会計補正予算（第２号）について、討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第２８号、平成２７年度福崎町水道事業会計補正予算（第２号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、議案第２８号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第２９号、平成２７年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第２号）について、討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第２９号、平成２７年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第２号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議長 起立全員であります。

よって、議案第２９号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第３０号、平成２８年度福崎町一般会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第３０号、平成２８年度福崎町一般会計予算について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議長 起立全員であります。

よって、議案第３０号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第３１号、平成２８年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第３１号、平成２８年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議長 起立全員であります。

よって、議案第３１号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第３２号、平成２８年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第３２号、平成２８年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議長 起立全員であります。

よって、議案第３２号については、原案のとおり可決することに決定いたしま

した。

次、議案第３３号、平成２８年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第３３号、平成２８年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議長 起立全員であります。

よって、議案第３３号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第３４号、平成２８年度福崎町水道事業会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第３４号、平成２８年度福崎町水道事業会計予算について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議長 起立全員であります。

よって、議案第３４号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第３５号、平成２８年度福崎町工業用水道事業会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第３５号、平成２８年度福崎町工業用水道事業会計予算について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議長 起立全員であります。

よって、議案第３５号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第３６号、平成２８年度福崎町下水道事業会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第３６号、平成２８年度福崎町下水道事業会計予算について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

- 議 長 起立全員であります。
- よって、議案第 36 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
- 次、議案第 37 号、福崎町道路線の廃止及び認定について、討論を行います。討論はありませんか。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
- これより採決を行います。
- 議案第 37 号、福崎町道路線の廃止及び認定について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
- 委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
- (起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
- よって、議案第 37 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
- 次、請願第 1 号、「衆議院の小選挙区制を廃止し抜本的な選挙制度改革を求める意見書の提出」に関する請願について、討論を行います。討論はありませんか。
- 9 番 請願第 1 号、「衆議院の小選挙区制を廃止し抜本的な選挙制度改革を求める意見書の提出」に関する請願について、賛成の立場から討論を行います。
- インターネットでも小選挙区制の問題点を指摘するページはたくさんあります。この機会に、我が国に衆議院の小選挙区制度が導入された経緯、その後のいろいろな分析等をきちんと押さえるということも大変重要かと思います。
- 2015 年 1 月 5 日、昨年 of 年頭の毎日新聞の記事がインターネットで紹介されており、極めて有意義な内容であると考えます。
- そこには、望ましい選挙制度とは何か、基礎知識、小選挙区制のどこが問題なのか、得票率 48% で 76% の議席を得る、2014 年の総選挙は自民党の圧勝劇で幕を閉じた。大義なき解散、争点なき選挙、熱狂なき大勝、意味の見出しにくかった今回の選挙を称して、さまざまな形容がなされた。とりわけクローズアップされたのが、52.7% という戦後最低の投票率と、48% の得票率、295 小選挙区の有効得票総数に占める自民党候補全員の得票数で、76% の議席を占有できる。自民党は 295 小選挙区で 223 の議席を獲得した。小選挙区制のマジックであった。言いかえると自民党は小選挙区に投票した人の 2 人に 1 人弱の得票で、実に衆議院の 4 分の 3 の議席を得たことになる。
- 小選挙区は 1 選挙区から 1 人を選ぶ方式のため、自民党が優勢の選挙区では野党に投票してもそれは死に票になってしまい、正確な民意が反映されにくいという特色がある。
- この得票率と議席占有率の乖離は、既に 2005 年 9 月、小泉首相のもとで行われた郵政選挙で指摘されていた。郵政民営化に賛成した自民、公明の候補者が小選挙区で 49% の得票率にとどまったのに対し、議席占有率はやはり 75%、人気の追い風をも受けて、286 議席を獲得する大勝だった。
- 小選挙区は、いつ、なぜ生まれたのか。戦後、中選挙区制にかわって小選挙区制、小選挙区比例代表並立制が導入されたのは、1994 年細川首相のときである。これをさかのぼる数年前、リクルート事件（1989 年）をきっかけに、政・財・官の癒着が社会問題化し、政治改革が叫ばれていた。
- このとき、政治腐敗の元凶は中選挙区制にあるとして、日本の選挙制度を小選

挙区制に変えるべきだと主張したのが、当時自民党の実力者であり、竹下派に属していた小沢一郎氏、現生活の党代表である。小沢氏は中選挙区制を守ろうとする議員を守旧派と呼び、党内を二分する議論を巻き起こした。しかし、小沢氏が主導した政治改革法案が成立に至らなかったため、野党から提出された宮沢内閣不信任案に賛成、この結果、不信任案が可決され、1993年解散総選挙に突入する。

小沢氏は解散直後に自民党を離党、新生党を立ち上げたが、自民党がこのときの選挙で下野、7党1会派が結集した非自民細川政権が誕生する。政権の立役者であり、イギリスのような議会政治を定着させるには、政権交代可能な二大政党が必要が持論の小沢氏の意をくみ、細川首相と当時自民党総裁だった河野洋平氏が会談、小選挙区制の導入が決まった。

小選挙区制は二大政党制を生みやすいとされるが、そう指摘したのはフランスの政治学者モーリス・デュヴェルジェであると。一部略します。

河野洋平氏の謝罪、2014年11月25日、憲政記念館で行われた故土井たか子氏、元社会党委員長、元衆院議長のお別れ会で、河野洋平氏は次のような謝罪の言葉を述べた。私は土井さんに謝らなければならない大きな間違いをした。細川さんと2人で、最後に政治改革、選挙制度を右にするか左にするか決めようという会議の最中、議長公邸にあなたは私たち2人を呼ばれた。直接的な言葉ではなかったけれども、ここで変なことをしてはいけない、この問題はできるだけ慎重にやらなくてはいいませんよと言われた。あなたは小選挙区制に対して非常な警戒心を持たれていた。しかし、社会全体の動きはさまざまな議論を全て飲み込んで、最終段階になだれ込んだ。私はその流れの中で、小選挙区制を選択してしまった。

今日の日本の政治、劣化が指摘される。あるいは信用ができるかできないかという議論まである。そうした一つの原因が小選挙区制にあるかもしれない。当時、河野総裁、細川首相ともに本音では穏健な多党制を指向していたという。一党他弱はゆがんだいびつな、一党優位、1994年の小選挙区制の導入以後、これまで7回、1996年、2000年、2003年、2005年、2009年、2012年、2014年の総選挙を経験したが、2009年までは導入時の狙いどおり、ほぼ二大政党制が定着しつつあったと言ってよい、実際、2009年には。

議長 討論者に申し上げます。簡潔にお願いします。

9番 はい。政権交代が実現した。しかし、最近2回の総選挙、2012年、2014年は全く逆で、かつてと同じ自民党一党支配の構図だった。この2回は二大政党制の瓦解を意味するとすれば、その責任はひとえに野党第一党である民主党にあるといっても過言ではない。一部略します。日本に二大政党はなじまない理由、小選挙区制が生み出すとされる二大政党制については、これまでも多くの議論、識者から危惧する声が上がっていた。2009年の政権交代、民主党政権の誕生を受けて、佐伯京都大学教授は、二大政党政治がイギリスとアメリカで発展したのは、これらの国の歴史的な条件によるところが大きい、イギリスの保守党と自由党の対立は、貴族や郷紳、地方に住む紳士らの上級階層と新興ブルジョア階級の対立を反映し、20世紀の保守党と労働党の対立も階級利害を反映したものであった。

選挙制度の改革は、やはり日本にはこの小選挙区制がなじまないということ、甘利大臣の辞任の記者会見でもありましたように、選挙でいわゆる金のかからない、小選挙区制度で優位性があるとかいうことも、ああいう記者会見の中で

もきちんと事例を持って否定されていると、かえって不正腐敗の温床につながるといことも明らかになってきております。

正しく民意を反映すべき選挙制度で、小選挙区制はなじまないということで、速やかな小選挙区制度の廃止と、これにかわる民意を反映する選挙制度の確立を求める本請願に賛同する次第であります。

議員諸兄のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長 次に、原案に反対者の発言を許可します。
議 1 1 番 私は、総務文教常任委員長の報告に対しまして、賛成の立場から討論をいたします。

このたびの衆議院小選挙区制を廃止しまして、抜本的なその改革を求める意見書の提出に関する請願につきましては、委員会での議論も厳しい状況であったわけでございます。

それは、請願事項につきまして、1点目に、小選挙区を直ちに廃止すること、そして、2点目には、民意を反映される選挙制度に早急に改めることのみで、具体性がなく、対案を示しておりません。

また、この選挙制度につきましては、国会でも多数の意見がありまして、与野党の議員がそれぞれの党勢拡大のみの議論であり、本来国民が主体である選挙制度の考え方が議論されていないような気がするわけでございます。

現在の衆議院選挙のあり方は、小選挙区制度と比例代表選挙において議員が選出をされているわけでございます。そのため、小選挙区は定数1名と限られていますので、小政党では当選が難しいわけですが、野党が一つになれば、与野党との1対1の戦いになり、現在のような議席でなく、約半数の議員数で与野党で議席が確保できるのではないかなと、このように私は考えているわけでございます。

また、比例代表選挙におきましても、各政党の特徴によりまして、議員数が決まりますので、それぞれの政党がもっと政治活動を行えば、支持者をふやすことは間違いないのではないかなと、このように思うわけでございます。

また、今国会におきましても、議院運営委員会におきまして、調査会の設置がされておりまして、これは議員が入らなくて、議員以外の学識経験者のうちから議長がこれを委嘱して、そして論議をされているわけでございます。

そして、その諮問事項といたしましては、現行制度を含めた選挙制度の評価、そして、それに対しての長所短所、あるいは理想論と実現性、2点目には、各党の総選挙公約に対する衆議院議員の定数削減の処理、3点目には、1票の格差を是正する法、すなわち進むべき道を議論されております。そして、4点目には、現行憲法のもとでの衆議院議員制度のあり方の問題点も議論されておりまして、私たちが今この場でもって議論するのは、少しやり過ぎではないかなというふうな感じがするわけでございます。

このようなことから、政党間の議員数の獲得によりまして、国会におきましては、外交問題から政治経済、それに社会保障の充実を視野に入れた、そういう問題点を豊かにしていく論戦を繰り広げ、戦っていくことを私は願っているものでございます。

したがいまして、地方議会におきましては、国の制度に反発するより、地方議会のできることを精いっぱいに取り組んでいきながら、地域社会の発展に尽力していくことを願うものであります。

議員の皆さんには、委員長報告に賛同していただけますようお願いいたします。私は委員長の賛成討論とするものでございます。

以上でございます。

議 長 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、これより採決を行います。

請願第1号、「衆議院の小選挙区制を廃止し抜本的な選挙制度改革を求める意見書の提出」に関する請願について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、不採択とするものであります。

このため、原案について、お諮りをいたします。

請願第1号について、採択することに賛成の方は起立を願います。

(起立少数)

議 長 起立少数であります。

よって、請願第1号については、不採択とすることに決定をいたしました。

日程追加 追加議案の上程、討論、採決

議 長 お諮りいたします。

意見書案第2号が議長宛てに提出されております。よって、本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号、水道施設の耐震化に対する支援の充実・強化等を求める意見書を議題とすることに決定をいたしました。

意見書案配付のため、暫時休憩いたします。

(事務局意見書配付)

議 長 会議を再開いたします。

それでは、意見書案第2号、水道施設の耐震化に対する支援の充実・強化等を求める意見書について、事務局に朗読させます。

(事務局朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本意見書案に対する説明を民生まちづくり常任委員長に求めます。

城谷民生まちづくり
常任委員長 意見書案第2号、水道施設の耐震化に対する支援の充実・強化等を求める意見書につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

水道事業において、将来人口の減少や節水意識の高まりなどによる使用料収入の減少が予測される中、施設老朽化による更新や耐震化に伴う財源確保が求められています。加えて、団塊の世代の大量退職に伴う技術員の確保、育成、技術の継承などの人的課題も抱えており、水道事業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増しています。

このような状況のもと、みずからの経営改善努力による効率的な事業運営に取り組むとともに、国に対して水道施設の耐震化や広域連携などに必要な措置を講じるよう求めていく必要があります。

国に求める措置の一つは、水道施設の耐震化等に対する支援充実の強化です。水道施設の耐震化率は、全国的に依然として低い状況にあり、水道事業の厳しい経営状況での財源の確保には限界があります。

国に求める措置の二つ目は、災害からの復旧・復興に係る支援体制や広域連携の強化に向けた措置の検討・実施です。豪雨や地震等の災害時においても、安全で安心な飲料水、生活水の安定的な供給ができるよう、早期に必要な措置を検討

し、実施することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、提出いたします。

議員各位におかれましては、提案の趣旨をご理解いただき、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議 長 本日追加議案として上程されました本意見書案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

意見書案第2号、水道施設の耐震化に対する支援の充実・強化等を求める意見書について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

これから、討論・採決に入ります。

意見書案第2号、水道施設の耐震化に対する支援の充実・強化等を求める意見書について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

意見書案第2号、水道施設の耐震化に対する支援の充実・強化等を求める意見書について、原案のとおり可決するでありますことに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、意見書案第2号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 閉会中の所管事務調査申出

議 長 次の日程は、閉会中の所管事務調査の申し出であります。

各委員長からそれぞれ所管事務調査の申し出が議長宛てに提出されております。それぞれ申し出のとおり許可することに決定して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査申し出については、それぞれ申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

議 長 以上で、第466回福崎町議会定例会の日程は全て終わりました。

よって、本定例会を閉会することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

第466回福崎町議会定例会を、閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

定例会は3月4日に招集され、本日までの25日間にわたり本会議及び委員会と連日ご精励を賜り、まことにありがとうございます。

平成28年度当初予算を初め、本定例会に提出されました全ての案件について、慎重審議の上それぞれ適正妥当な結論づけをいただきました。

また、議事の運営につきましても格段のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

この間、理事者の皆様には、資料の作成を初め、議会の審議における協力に対

し、敬意を表しますとともに、本会議及び委員会において、議員各位から述べられた意見、要望事項につきましては特に考慮され、執行の上に十分反映されるよう、強く要望をいたす次第でございます。

野山の花に春を感じ、春風が心地よい季節となつてまいりました。年度末を控え、公私とも大変ご多忙な時期を迎えますが、どうか皆様方におかれましては、くれぐれもご自愛の上、議員活動と町政発展のためにご精励を賜りますよう、お願いを申し上げます。閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

閉会に当たり、町長からご挨拶をいただきます。

町 長 第466回福崎町議会定例会を終わるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

12月議会定例会閉会后、今議会開会まで、1カ月強の期間しかなく、慌ただしい日々明け暮れました。

町長就任の挨拶、また本定例会での所信表明でも述べましたように、四つの柱を重点に、第5次総合計画、地方創生に基づく総合戦略を遂行する、平成28年度当初予算を編成しました。

町政は住民の暮らしを安全・安心にするため行われるものです。役場組織もその目的を合理的に遂行するための機能を有する機関だと思っております。その機能を正しく作動させるものは、私以下職員であり、その機能が向上すればするほど住民サービスが行き渡るものとなつてまいります。

本定例会は3月4日に開会され、25日間という長い間提案いたしました37件の議案を慎重に審議していただきました。そしてその結果、全議案にご賛同を得ましたことは、提案いたしました者としては、この上ない喜びであります。

議案審議、一般質問でお受けしましたご意見、ご提案につきましては、真摯な形で向き合い、取り入れるべく、今後検討を重ねてまいりたいと思っております。

少子高齢、人口減少時代に入り、地方自治体の制度も大きく様変わりしようとしています。取り巻く環境はより一層厳しいものになってきます。職員には自己研さん、自己研修に励み、創意工夫をお願いしているところであります。

議員の皆様におかれましても、ご精励賜りますようお願いいたします。

暖冬とはいえ、まだ寒さ厳しい3月上旬から、三寒四温を繰り返し、ようやく桜の開花だよりが聞こえてくる、優しい季節となりました。

4月9日には恒例の民俗辻広場まつりがとり行われます。本年は観光協会主催の観桜会が会場を変更し、辻広場まつりとの共催事業となります。議員の皆様にもこぞってご参加いただきますようお願いいたします。

本年度の幹部職員の退職は、昨年度に引き続き多く、幹部職員育成も遅滞なく行つてまいります。

議員の皆様におかれましても、温かいご支援を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

春の日差しがまばゆい季節となりましたが、まだ寒い日もあると思います。どうか健康に留意され、今後のご活躍を祈念いたしまして、お礼とご挨拶にさせていただきます。まことにありがとうございました。

議 長 それでは、これもちまして閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時31分

地方自治法第 1 2 3 条の規定により、ここに署名する。

平成 2 8 年 5 月

福崎町議会議長 難 波 靖 通

福崎町議会議員 松 岡 秀 人

福崎町議会議員 富 田 昭 市